

議会運営委員会記録

開会年月日	令和2年3月23日
開会時刻	午前8時58分
閉会時刻	午前9時23分
出席委員名	◎上村和生 ○北村 勝 楠木宏彦 野崎隆太
	福井輝夫 辻 孝記 吉岡勝裕 西山則夫
	世古 明（議長）
	藤原清史（委員外議員）
欠席委員名	中山裕司
署名者	楠木宏彦 野崎隆太
担当書記	中野 諭
協議案件	1 本日の議事日程について
	2 伊勢市議会委員会条例の一部改正について
説明者	議会事務局長

会議の概要

上村委員長、開会を宣告。議長発言の後、直ちに会議に入り、会議録署名者に楠木委員、野崎委員の両委員を指名決定した。

「本日の議事日程について」を議題とし、中村議会事務局長から別紙のとおり議事日程の説明があり、諮ったところ、野崎委員から既に本会議の開議時間を通知しているため、本会議を先に開会すべきとの意見があり、協議の結果、野崎委員提案のとおりと決定し、本会議を10時から開会し、予算特別委員会の本会議休憩中に開会すると決定、その他は事務局説明のとおりと決定した。

次に、「伊勢市議会委員会条例の一部改正について」を議題とし、中村議会事務局長から別紙のとおり説明があり、条例改正の内容については、事務局説明のとおりと決定し、また提出方法は委員会提出、提案者は議会運営委員会委員長とすることを決定し、委員会を閉会した。

上記署名する。

令和2年3月23日

委員長

委員

委員

【本日の議事日程について】

それでは、議長に代わりまして御説明申し上げます。

本日の議事日程につきましては、さきの議会運営委員会で御決定いただいておりますが、予算特別委員会全体会の開会、当局から、「議案第47号 令和元年度伊勢市一般会計補正予算（第8号）」及び「議案第48号 伊勢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」の追加送付がありましたこと、また、教育民生委員会及び産業建設委員会から「閉会中の継続調査の申出」がありましたことにより、議事日程の変更案を作成いたしましたので、御説明を申し上げます。

それでは、お手元の日程案を御高覧ください。

このあと午前10時に予算特別委員会全体会を開会いただきます。

楠木議員から発言の取り消しの申し出があります。

予算特別委員会閉会后、引き続き本会議の継続会議を開き、「議案第2号 外9件一括」を上程し、予算特別委員会から審査結果の報告を願い、委員長報告に対する質疑の後、楠木議員から、「議案第2号」及び「議案第5号」について反対討論の通告がありますので、討論を行った後、「議案第2号」「議案第5号」と「他の8件一括」とに分けて、それぞれ御決定いただきます。

なお、採決につきましては、すべて起立採決とさせていただきますので、御承知おきいただきますよう、お願いいたします。

次に、「議案第12号外9件一括」を上程し、関係常任委員会からそれぞれ審査結果の報告を願い、委員長報告に対する質疑等の後、御決定いただきます。

次に、「議案第22号外15件一括」を上程し、所管常任委員会からそれぞれ審査結果の報告を願い、委員長報告に対する質疑等の後、御決定いただきます。

次に、「議案第38号外2件一括」を上程し、総務政策委員会から審査結果の報告を願い、委員長報告に対する質疑等の後、御決定いただきます。

次に、「議案第41号」を上程し、産業建設委員会から審査結果の報告を願い、委員長報告に対する質疑等の後、御決定いただきます。

次に、「議案第42号」を上程し、教育民生委員会から審査結果の報告を願い、委員長報告に対する質疑等の後、御決定いただきます。

次に、「議案第43号」を上程し、産業建設委員会から審査結果の報告を願い、委員長報告に対する質疑等の後、御決定いただきます。

次に、追加送付されました、「議案第47号」を上程し、当局説明、質疑の後、関係常任委員会に審査を付託いたします。

次に、同じく追加送付されました、「議案第48号」を上程し、当局説明、質疑の後、教育民生委員会に審査を付託いたします。

ここで本会議を休憩し、産業建設委員会、教育民生委員会及び総務政策委員会を、ただいま申し上げました順序でお開き願い、付託案件の審査をお願いいたします。

委員会審査終了の報告を待って、本会議を再開していただくこととなりますが、本会議

の再開時間につきましては、議会運営委員会を開くことなく、正副委員長に御相談申し上げて決定したいと思いますので、あらかじめ御了承くださいますようお願いいたします。

なお、「議案第47号」及び「48号」について、討論をされます方は、本会議が再開されるまでに、討論の通告書をお出しいただきますようお願いいたします。

本会議再開後、休憩前の本会議におきまして、関係常任委員会及び教育民生委員会に審査付託となっておりました「議案第47号」及び「48号」を日程に追加し、日程順序を変更して順次議題とし、関係常任委員会及び教育民生委員会から、それぞれ審査結果の報告を願い、委員長報告に対する質疑等の後、それぞれ御決定いただきます。

次に、教育民生委員会及び産業建設委員会から、閉会中の継続調査の申出がなされておりますので、「発議第1号 常任委員会の閉会中の継続調査について」を上程し、御決定いただきます。

なお、継続調査につきましては、何らかの事情により内容を変更する必要があることも考えられますので、こうした事態が発生した場合への対応といたしまして、「諸般の事情により調査内容を変更する場合には、議長に御一任を願いたい」ということで、継続調査の議決の後、続いて、変更についての御決定もお願いいたします。

次に、「発議第2号 伊勢市議会委員会条例の一部改正について」でございます。

これは、後ほど御協議、御決定いただくこととしておりますが、「議案第23号 伊勢市行政組織条例及び伊勢市子ども子育て会議条例の一部改正について」が可決された場合、ここで、これを日程に追加して直ちに議題とし、提案者説明、質疑の後、委員会提出議案とした場合は会議規則第38条第2項の規定により委員会付託を行わず、討論の後、即決いただきたいと存じます。

以上で、本定例会提出の全議案を議了し閉会となりますが、その前に、市長から発言の申出がありますので許可いたし、発言が終わりましたら、閉会といたします。

なお、本会議開会前に、3月3日の本会議にて副市長の選任同意をしていただいております福井敏人さんから本会議場で御挨拶がございますので、よろしく御承知おきください。

次に、議会閉会后、全員協議会をお開きいただき、「各種委員の推薦について」として、都市計画審議会委員及び勢田川改修促進期成同盟会役員の推薦につきまして、御協議をお願いいたします。

そして、全員協議会の閉会后、議員定数検討会及び広報検討分科会をお開きいただくことといたしております。

本日の日程は、以上でございます。

よろしく御審査のほど、お願い申し上げます。

【伊勢市議会委員会条例の一部改正について】

それでは、「伊勢市議会委員会条例の一部改正について」ご説明いたします。

「議案第23号 伊勢市行政組織条例及び伊勢市子ども子育て会議条例の一部改正について」は、総務政策委員会で「可決すべし」と決定されておりますが、本会議で可決されました場合は、委員会条例の一部改正が必要となります。

あらかじめ、改正案を配付させていただいておりますので、御協議いただきますよう、お願いいたします。

繰り返しになりますが、配付させていただきました改正案につきまして、その内容を御説明申し上げます。

改正案の内容につきまして、今回の機構改革では公共施設マネジメントの推進を図るため、新たに「資産経営部」を設けよういたしますことから、所管を検討した結果、委員会条例の第2条の総務政策委員会の所管に「資産経営部」を追加することとしております。

また、議案の提出方法につきましても、併せて御協議いただきますようお願いいたします。

なお、委員会条例につきましては、議会運営委員会の所管事項でありますことから、事務局といたしましては、委員会提出の方法が適当ではないかと考えております。

説明は以上でございます。よろしく御審査のほどお願い申し上げます。